

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)7 月 28 日

契 約 担 当 課 名	魅力文化創造課
発 注 担 当 課 名	魅力文化創造課
契 約 名 称	「0 さいからのコンサート」演奏等業務委託
契 約 内 容	未就学児とその保護者を対象にしたクラシックコンサート
契 約 締 結 日	令和 7 年 7 月 28 日
及 び 契 約 期 間	令和 7 年 7 月 28 日から令和 7 年 8 月 10 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	公益財団法人日本センチュリー交響楽団 (豊中市服部緑地 1-7)
契 約 金 額	4,484,072 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 豊中市では、「音楽あふれるまち」の推進に取り組んでおり、第 4 次豊中市総合計画後期基本計画においても、市民が身近に音楽に親しむことができるよう、本市の貴重な音楽資源である日本センチュリー交響楽団などの市内の多様な主体との取組みを展開し、音楽に親しむことのできる場と機会の充実を図ることを掲げている。さらに、豊中市文化芸術推進基本計画では、こういった文化芸術の取組みを通じて市の都市魅力を創出し、シビックプライドの醸成を図ることを掲げている。 その取組みのひとつである 0 さいからのコンサートは、未就学児を連れてクラシックを鑑賞することが難しい子育て世帯に、質の高い音楽鑑賞の機会を提供することを目的とした事業である。 契約の相手方である日本センチュリー交響楽団は、「音楽あふれるまちの推進に関する協定」を結び、本市に拠点を置く唯一のプロオーケストラとして、文化芸術の力を生かしたまちづくりに音楽を通じて取り組んできた多くの実績を有することから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うもの。